

現 行	改 正 案
<p>(設置) 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）および地域密着型サービスの適正な運営を図るため、函館市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。 ア センターの担当する<u>地域</u>の設定 イ センターの設置、変更および廃止ならびに<u>法第115条の46に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定または包括的支援事業の実施を委託する法人の変更</u> ウ <u>包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業の実施</u> エ <u>センターの設置者の申請により指定を受ける指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援について、その一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定および変更</u></p> <p>(2) センターの運営に関する次に掲げる事項の評価に関すること。 ア 当該年度の事業計画および収支予算 イ 前年度の事業実績および収支決算 ウ <u>その他センターの運営評価に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項</u></p> <p>(3) <u>地域の連携・支援体制等</u>に関する次に掲げる事項の協議に関すること。 ア 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築 イ <u>包括的支援事業を支える地域資源の開発</u> ウ <u>その他地域の支援体制等に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項</u></p> <p>(4) 地域密着型サービスの運営に関する次に掲げる事項について意見を述べること。 ア 地域密着型サービス事業者の指定 イ 地域密着型サービス事業者の指定基準の設定 ウ 地域密着型サービスの介護報酬の設定</p>	<p>(設置) 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）<u>の適切、公正かつ中立な運営</u>および地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、函館市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。 ア センターの担当する<u>圏域</u>の設定 イ センターの設置、変更および廃止ならびに<u>センターの運営事業の委託先法人（以下「委託法人」という。）の選定または変更</u> ウ センターが指定介護予防支援の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定および変更 エ <u>その他センターの公正・中立性を確保する観点から運営協議会が必要と判断した事項</u></p> <p>(2) センターの運営に関する次に掲げる事項の評価に関すること。 ア <u>センターの前年度の事業実績、運営体制および収支決算</u> イ <u>その他センターの運営事業の適切な実施を図るうえで運営協議会が必要であると判断した事項</u></p> <p>(3) <u>センターの運営および地域包括ケア</u>に関する次に掲げる事項の協議に関すること。 ア 市が提示するセンターの運営事業に係る実施方針 イ <u>センターの当該年度の事業計画および収支予算</u> ウ <u>センターの職員の確保</u> エ 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築 オ <u>地域支援事業を支える地域資源の開発</u> カ <u>その他運営協議会が必要と判断した事項</u></p> <p>(4) 地域密着型サービス（<u>地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。</u>）の運営に関する次に掲げる事項について意見を述べること。 ア 地域密着型サービス事業者の指定 イ 地域密着型サービス事業者の指定基準の設定 ウ 地域密着型サービスの介護報酬の設定 エ <u>その他地域密着型サービスの質や適正な運営を確保する観点から運営協議会が必要と判断した事項</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正・中立的な運営および地域密着型サービスの質や適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項の協議に関すること。</u></p> <p>(委員) 第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) 介護保険のサービス事業者および医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者 (2) 介護保険の被保険者、介護保険の利用者 (3) <u>介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、センターおよび地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要と認められる者</u></p> <p>2 委員は、市長が指定する。</p> <p>(会長および副会長) 第4条 運営協議会に会長および副会長各1名を置く。 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。</p> <p>(任期) 第6条 運営協議会の委員の任期は3年とする。ただしその再任を妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(秘密の保持) 第7条 運営協議会の委員は、会議において知り得た<u>個人</u>の秘密を他に漏らしてはならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(委員) 第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) <u>介護保険サービス事業者および職能団体(医療分野)</u> (2) <u>介護保険サービス事業者および職能団体(介護分野)</u> (3) <u>地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者</u> (4) <u>介護保険の被保険者</u> (5) <u>地域包括ケアに関する学識経験者</u> (6) <u>その他市長が特に必要と認める者</u></p> <p>2 委員は、市長が指定する。</p> <p>(任期) 第4条 略 ※現要綱第6条と同じ。</p> <p>(会長および副会長) 第5条 略 ※現要綱第4条と同じ。</p> <p>(会議) 第6条 略 ※現要綱第5条と同じ。 →→各センターの代表者（管理責任者等）について、会長判断の運用により、出席を求めることとしたい。 (会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。)</p> <p>(会議の公開) 第7条 <u>運営協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会議の全部または一部を非公開とすることができる。</u> (1) <u>公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合</u> (2) <u>特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれがあると認められる場合</u> →→非公開のときは各センター関係者は退席とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第8条 運営協議会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。</p> <p>(補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成17年10月24日から施行する。 2 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。 2 (略)</p> <p>【委員構成団体（第3条関連）】</p> <p><u>(1) 介護保険関連職能団体</u> 公益社団法人函館市医師会〈理事〉 一般社団法人函館歯科医師会〈副会長〉</p> <p><u>(1) 介護保険サービス事業者</u> 函館市居宅介護支援事業所連絡協議会〈会長〉 函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会〈会長〉 道南訪問看護ステーション連絡協議会〈会員〉 道南地区老人福祉施設協議会〈幹事〉</p> <p><u>(3) 地域関係団体</u> 社会福祉法人函館市社会福祉協議会〈事業課長〉 函館市老人クラブ連合会〈副会長〉 函館市民生児童委員連合会〈会長〉</p> <p><u>(4) 学識経験者</u> 北海道教育大学函館校〈准教授〉</p>	<p>(秘密の保持) 第8条 運営協議会の委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。<u>運営協議会の委員を退いた後も同様とする。</u> →→各センター関係者は、秘密事項を協議する際は、退席とすることで取り扱う。</p> <p>(庶務) 第9条 略 ※現要綱8条と同じ。</p> <p>(補則) 第10条 略 ※現要綱9条と同じ。 →→案件の中で、委員およびセンター関係者の利害に関係する場合は、その都度、会長が会議に諮って退席が必要か判断する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>【委員構成団体（第3条関連）】</p> <p><u>(1) 介護保険サービス事業者・職能団体（医療分野）</u> 公益社団法人函館市医師会 一般社団法人函館歯科医師会</p> <p><u>(2) 介護保険サービス事業者・職能団体（介護分野）</u> 函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会 道南訪問看護ステーション連絡協議会 道南地区老人福祉施設協議会</p> <p><u>(3) 地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者</u> 社会福祉法人函館市社会福祉協議会 函館市民生児童委員連合会</p> <p><u>(4) 介護保険の被保険者</u> 函館市老人クラブ連合会</p> <p><u>(5) 地域包括ケアに関する学識経験者</u> 北海道教育大学函館校</p> <p><u>※平成30年3月末の任期満了時、委員の公募を検討する。</u></p>

7 地域包括支援センター運営協議会

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第140条の66第2号ロ）。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。

(1) 設置基準

原則として、市町村ごとに1つの運営協議会を設置する。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1つ設置することで差し支えないが、地域の実情に応じて、例えばセンター毎に設置することも考えられる。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあっては、運営協議会についても共同で設置することができる。

(2) 構成員等

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。）が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）
- ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。なお、運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましい。

(3) 所掌事務 ※ (3)は、総合事業実施を猶予している場合は旧規定を適用、以下(3)は旧規定を列記
運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(a) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(b) センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知3(3)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

本通知3(3) センターで行う事業の実施方針

市町村は、包括的支援事業をセンターに委託する場合は、委託先に対して、当該包括的支援事業の実施に係る方針を示さなければならない（法第115条の47第1項）。方針の内容については、具体的な方針については、地域の実情に応じて、各市町村が定めることとする。

ただし、⑤「市町村との連携方針」については、総合相談支援業務や権利擁護業務等において、市町村とセンターとが、どのように役割と責任を分担し連携するかといった具体的な内容を定めることが望ましい。

- ① 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- ② 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- ③ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）
- ④ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- ⑤ 市町村との連携方針
- ⑥ 公正・中立性確保のための方針
- ⑦ その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

(c) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は、上記（b）の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案するものとする。
 - ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか
 - イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 - ウ 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか
 - エ 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないか
 - オ 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障のない範囲で委託しているか
 - カ 事業計画の進捗状況はどうか
 - キ 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか
 - ク 介護支援専門員への支援が適切に実施されているか
 - ケ 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、市町村と連携して適切な対応が取れているか
 - コ 市町村はセンターに対して適切な支援を実施しているか
 - サ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項なお、総合事業を実施する市町村において、要支援者介護予防ケアマネジメント事業を市町村から委託を受けたセンターの設置者が要支援者介護予防ケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、運営協議会において、必要に応じて上記エ、オを参酌して評価することが望ましい。

(d) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(e) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。また、4(2)に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。

(4) 事務局

運営協議会の事務局は、市町村に置く。